

特定非営利活動法人 サイエンス スクール JAPAN

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人サイエンス スクール JAPANと称する。(以下「本会」という。)

(事務所)

第2条 本会は、事務所を三重県鈴鹿市阿古曾町 14 番 28 号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、人間本来のあり方を究明する一方、その本来性に適応して快適に生きていくための各自の研究機会が適宜得られるための、連絡・調整・実施機関として、すべての人が幸福な人生を送ることができる世界の実現に寄与することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 特定非営利活動にかかる事業

- ①マイライフセミナー等の実施
- ②会員情報交換の実施
- ③各種研究活動
- ④会報やホームページによる広報・啓発活動

第3章 会 員

(種 別)

第6条 本会の会員は次の2種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会し本会の運営に協力する個人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会および会員資格の喪失)

第9条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出することにより

任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届を提出したとき。
 - (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。
 - (4) 除名されたとき。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を得て、これを除名することができる。ただし、この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、本会の定款または規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又その目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、代表理事を1名、副代表理事を3名以内、専務理事を1名置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員のなかから選任する。

- 2 代表理事、副代表理事、専務理事は理事の互選による。
- 3 監事は、理事または本会の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第14条 代表理事は、本会を代表し、その職務を統括する。代表理事以外の理事は、本会の業務について、本会を代表しない。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときは、または代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 専務理事は、代表理事を補佐し、事務局の業務を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款及び理事会の議決に基づいて、業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくは本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、または理事会の招集を請求すること。

(任 期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。

3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了の後においても、第12条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事または監事のうち、第12条に定める最小の役員数が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき、または、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるときは、総会において正会員総数の過半数の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1の範囲内で報酬を払うことができる。

2 役員には、その職務を実行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が定める。

(顧問及び参与)

第19条 本会に顧問及び参与を若干名おくことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。

3 顧問及び参与は、重要な事項について、代表理事の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第5章 総 会

(種 別)

第20条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 本会の解散または合併

(3) 事業報告及び活動決算の承認

(4) 役員の選任及び解任

(5) 解散する場合の残余財産の処分

(6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開 催)

第23条 通常総会は毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め開催を請求した場合。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の4分の3以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条及び第51条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。本定款に定める、総会における他の表決の場合も同様とする。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合はその数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名・押印をしなければならない。

第6章 理事会

(構 成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算ならびにその変更
- (4) 役員職務及び報酬に関する事項
- (5) 会費の額
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他本会の運営に関し必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定により請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面またはファクス、電子メールをもって、少なくとも1週間前までに理事に対してこれを通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事総数の過半数の同意を持って代表理事が招集するときは、この限りではない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名する理事がこれにあたる。ただし、第32条第2号および第3号の規定により理事会が開かれた場合は、出席理事の互選によるものとする。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の4分の3以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に

加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者または表決委任者がある場合は、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名・押印または記名・押印しなければならない。

第7章 運営組織

(委員会及び部会)

第39条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会及び部会等の運営組織をおくことができる。

2 委員会及び部会等の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が定める。

(事務局)

第40条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置くことができる。

3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、代表理事が定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第42条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第43条 本会の資産は、代表理事が管理し、その管理方法は、理事会の議決による。

2 本会の経費は資産をもって支弁する。

(会計の原則及び区分)

第44条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2 本会の会計に関する規則は、理事会がこれを定める。

(事業計画及び活動予算)

第45条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び活動予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、すみやかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、金銭の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、法第25条3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第52条 本会は、次に掲げる事項により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併、破産
- (5) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(合 併)

第53条 本会が合併するときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の処分方法等)

第54条 本会が解散(合併または破産による解散を除く)したときの残余財産の処分方法等については、総会に出席した正社員の3分の2以上の議決を経なければならない。

第10章 公告の方法

(公 告)

第55条 本会の公告は、本会の事務所に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、
本会のホームページに掲載して行う。

第11章 雑 則

(施行細則)

第56条 この定款について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

(定款の施行日)

1. この定款は、本会が法人として成立した日から施行する。

(設立当初の役員及び任期)

2. 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	白 川 弘
理 事	小 野 雅 司
同	杉 江 優 滋
監 事	辻 村 勇

3. 本会の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年度の通常総会までとする。

(設立年度の事業年度)

4. 本会の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。

(設立当初の事業計画及び収支予算)

5. 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(設立当初の会費)

6. 本会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|--------------|-----|------------|
| (1) 正会員(個人) | 会 費 | 6, 0 0 0 円 |
| (2) 賛助会員(個人) | | |
| (3) 賛助会員(団体) | | |